

2長薬発第909号
令和2年12月16日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進対策本部ならびに医政局経済課より各都道府県等宛、年末年始時における新型コロナウイルス感染症対応を含めた医療提供体制の確保について通知がされました。

各都道府県においては、発熱患者等への診療・検査を担う「診療・検査医療機関」が設置されており、診療・検査医療機関を受診した発熱患者に処方箋が交付されるケースが増えております。感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項については、令和2年5月27日付 2長薬発第247号で通知しているところですが、事前に患者が利用する薬局への情報提供や、いわゆる「0410対応」による対応等が考えられます。

つきましては、地域等の医師会をはじめ関係者との連携を図り、薬局において外来での薬物治療に適切に対応できるよう、地域の医療提供体制の確保に格別の取組をお願い申し上げます。

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山

〒390-0802 松本市旭 2-10-15

TEL0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬業発第391号
令和2年12月15日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの流行に備えた今秋からの医療体制等の整備については、本年9月10日付日薬業発第278号、10月23日付日薬業発第326号でお知らせしたところですが、このたび厚生労働省新型コロナウイルス感染症推進対策本部ならびに医政局経済課より各都道府県等宛、年末年始時における新型コロナウイルス感染症対応を含めた医療提供体制の確保について別添のとおり周知がなされておりますのでお知らせいたします。

各都道府県においては、発熱患者等への診療・検査を担う「診療・検査医療機関」が設置されており、診療・検査医療機関を受診した発熱患者に処方箋が交付されるケースが増えております。感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項については、令和2年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部及び医政局地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡（令和2年5月27日付け日薬業発第96号参照）でも示されているところですが、事前に患者が利用する薬局への情報提供や、いわゆる「0410対応」による対応等が考えられます。

貴会におかれましては、都道府県、地域等の医師会をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会等を通じて関係者との連携を図り、薬局において外来での薬物治療に適切に対応できるよう、地域の医療提供体制の確保に格別の取組をお願い申し上げます。

<別添>

- ・年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について

（令和2年12月2日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、厚生労働省医政局経済課より都道府県等衛生主管部（局）宛て事務連絡）

事務連絡
令和2年12月2日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局経済課

年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について

医療機関や自治体、保健所の職員の皆様をはじめ、今回の一連の新型コロナウイルス感染症対応に携わる方々におかれては、長期間にわたり献身的に従事いただいていることに心より感謝いたします。

11月以降、感染の増加傾向が強まっている中、「11月以降の感染状況を踏まえた病床・宿泊療養施設確保計画に基づく病床・宿泊療養施設の確保及び入院措置の対象について（要請）」（令和2年11月22日付け事務連絡）も踏まえ、現下の対応を行っていただいているところですが、本年5月の連休時と同様に、新型コロナウイルス感染症患者の診療・治療体制を含め、年末年始の医療体制について、予め準備・構築に取り組んでいただく必要があります。

各都道府県におかれては、例年、年末年始に向けて、必要な医療提供体制を確保していただいているものと承知しておりますが、直近の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえると、年末年始においても疑い患者や新型コロナウイルス感染症患者の増加が起りうることを想定されるため、引き続き診療・検査体制や入院体制を維持・確保することが重要です。

つきまして、新型コロナウイルス感染症対応を含め、年末年始において各地域で必要な医療提供体制が確保できるよう、各都道府県におかれては、例年の対応に加えて、下記に記載の内容について、協議会等において、保健所設置市及び特別区を含む基礎自治体、都道府県医師会、郡市区医師会を含めた関係者と十分な協議を行っていただき、必要に応じて、市区町村単位、二次医療圏単位での協議を行った上で整備するなど、対応に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 年末年始時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関（仮称）や新型コロナウイルス感染症疑い救急患者や入院患者の受入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行っておくこと。
- 特に、直近の感染状況を踏まえると年末年始にも新型コロナウイルス感染症患者への対応が必要になることが想定され、また、例年の傾向を踏まえると1月上旬から季節性インフルエンザの流行のピークとなり、発熱患者等の増加が想定されることから、十分な体制を確保できるよう調整しておくこと。
- 受診・相談センターについては、全都道府県で夜間・土日も含め24時間対応可能な体制を整備いただいているところであるが、感染が疑われる方が即座に相談できる体制を確保できるよう、必要に応じて体制を拡充するとともに、年末年始においてもその体制を引き続き確保すること。
なお、年末年始は、各医療機関において、通常の間・土日と異なる体制がとられる中で、多くの相談が届くことが想定されるため、受診・相談センター、保健所等で確実に電話相談、受診調整に対応できるよう、更なる人員や電話回線の確保に取り組むとともに、医療機関の体制について情報共有しておくこと。体制確保については、地域の医師会等の団体や医療機関等への委託も検討すること。
- また、年末年始には各医療機関において、平時と異なる体制がとられることが想定されるため、年末年始の受診、電話相談、受診調整に対応可能な医療機関を事前に調整のうえ、確保しておくこと。また、発熱患者等が円滑に相談できるよう、年末年始に連絡可能な相談窓口等の公表についても検討すること。
- 感染が大きく拡大している地域では、医療資源を重症化するリスクのある者等に重点化していくために、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者について、宿泊療養（適切な場合には自宅療養）の対応とする等、病床を確保しておくことが望ましい。宿泊療養・自宅療養の運用を行う場合には、宿泊施設の運営・管理及び自宅療養者のフォローアップ等、年末年始においても継続した対応を行える体制を確保すること。

○ 新型コロナウイルス感染症患者の搬送調整が円滑に行われるよう、地域の実情に応じた病院毎の役割分担の明確化や関係者の連携について、改めて年末年始前に確認をしておくこと。

○ また、発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについては、「次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについて」（令和2年10月16日付け事務連絡）においてお示ししているところであるため、参考とされたい。

(参考)

「次のインフルエンザ流行に備えた発熱患者等が医療機関を受診した場合の流れについて」（令和2年10月16日付け事務連絡）

<https://www.nhlw.go.jp/content/000683916.pdf>

○ 物資については、年末年始においても医療関係物資の需給の逼迫状況に応じて都道府県等の備蓄品等を必要とする医療機関に迅速に供給するため、必要に応じて備蓄品等を買増すとともに配送体制を確保しておくこと。

○ PCR等の検査の体制整備については、本年4月9日付け事務連絡において、民間検査機関に対し、土曜日、日曜日及び祝日においても、需要に応じた検査が受託できるよう体制を整えることを依頼したところであり、適宜、年末年始における検査数の予測を伝達するなど、事前に連携を図ること。また、民間検査機関からの結果報告の把握に遅れが生じないように、医療機関の体制や検査結果の伝達方法についても、事前に検討すること。

○ 保健所の体制については、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について（令和2年6月19日付け事務連絡）」により、全庁的な取組がとられているところであるが、年末年始の体制については追って連絡することとしているため、御了知いただきたい。

(参考)

「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について（令和2年6月19日付け事務連絡）」（令和2年6月19日付け事務連絡）

<https://www.nhlw.go.jp/content/000641920.pdf>

○ 医療提供体制の確保に係る地域の取組の一環として、新たな医療機関の開設や病床等の構造設備の変更等が行われる場合も想定される。その際の手続については「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等に

ついて」(令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知)でお示ししているところであり、年末年始においても当該手続に支障が生じないように、必要な相談体制を確保すること。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」(令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、健康局結核感染症課長連名通知)

<https://www.nhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

- 感染拡大時における都道府県への本省職員及び地方厚生(支)局職員の派遣や都道府県間の広域調整の支援(他都道府県からの応援に係る調整支援等)、国の関係機関との調整(都道府県知事からの要請による自衛隊の災害派遣に係る調整等)など、必要な支援については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部の地域支援班に相談されたい。